

1 目的

- (1) 自発的な活動を展開し、生徒の主体性を発揮させ、よりよい集団生活ができるようにする。
- (2) 教師と生徒及び生徒相互の理解を深め、人間関係を育て生涯学習の基礎を培う。

2 基本方針

- (1) 生徒の主体性を重視し、創意と工夫で年間を通じた活動を目指す。
- (2) 個性を伸ばし、生徒がもっている共通の興味や関心を追及できるようにする。
- (3) 部活動をとおして、社会性の発達を図り、障がい克服する精神力を高められるようにする。
- (4) 学校生活をより重視し、人間的な触れ合いを体験できるようにする。

3 運営

- (1) 年度当初、顧問会を開き、基本的な活動方針・計画、指導体制等、共通理解を図った上で活動を運営する。
- (2) 各部顧問は、中学部・高等部（普通科）は全職員、高等部（保健科・理療科）は適当数を選出し、顧問長を中心に、連携して運営・指導にあたる。

4 活動要項

- (1) 部活数は、運動部、軽音楽部、東洋医学研究会（対象は保健科生・理療科生のみ）の3つとする。
- (2) 各部への加入について
 - ・ 中学部生・普通科生は原則としていずれか1つに所属し、保健科生・理療科生は任意とする。
 - ・ 加入後、1ヵ月間程度を体験入部期間とする。その後、開設・活動する部を検討し、入部届を出して、入部となる。（原則、希望者が1人の場合でも開設は可能）
 - ・ 中学部は、基本的に入部したら3年間継続することとする。（積み重ねを重視）
普通科生・保健科生・理療科生は毎年更新することができる。
 - ・ 諸事情により転部がある場合は、担任に相談し、認めることもある。
- (3) 平日の活動について
 - ・ 月曜日から木曜日までを活動可能日とし、木曜日は活動優先日とする。
 - ・ 活動時間は、原則15：45～16：45までとし、完全下校17：00とする。
 - ・ 活動時間の延長は、17：20までとする。（対外試合や発表会1ヶ月前）
 - ・ テスト期間前1週間の活動は禁止する。但し、特別な場合は検討する。
 - ・ 延長や規定時間以外で活動を行う際は、3日前に下記の書類を提出する。
 - ① 課外活動届（顧問 → 生活指導部）
 - ② 帰舎遅延届（顧問 → 寮務主任）

(4) 土日・祝日・長期休業中の活動について

- ・活動内容、活動時間（3時間程度）等を配慮した上で、活動することができる。
- ・指導にあたる場合は、所定の様式「教育職員特殊業務従事計画書」を提出する。

(5) 合宿について

- ・合宿を行う際は、必要書類を添え所定の様式「合宿許可願」を1ヶ月前までに顧問が生活指導部に提出し、該当学部の承認を得た後、学校長の許可を得る。
- ・合宿は、夏休み中の1週間以内を期間として許可する。
- ・生徒の合宿参加については、保護者、担任、顧問で慎重に話し合った上で決定する。
- ・参加する生徒は、所定の様式「合宿参加承諾書」（保護者または保証人が記入）を提出する。

(6) 事故発生時の対応について

- ・活動中に事故が発生した場合、直ちに「緊急事態発生時の対応」を参照し、適切に対処する。

5 年間計画及び活動実績について

- ・各顧問長は、3月末に活動実績及び年間の活動計画を作成し、校長に提出する。

<附則>

平成31年 3月 8日策定

令和 3年 4月19日改正